

予 算 要 求 資 料

令和2年度3月補正予算 支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：児童保護費

事業名 難聴児補聴器購入費等助成事業補助金（任意）

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

健康福祉部 障害福祉課 地域生活支援係 電話番号：058-272-1111（内 2619）

E-mail：c11226@pref.gifu.lg.jp

1 事業費

補正要求額： 313 千円（現計予算額：1,350 千円）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
現 計 予算額	1,350	0	0	0	0	0	0	0	1,350
補 正 予算額	313	0	0	0	0	0	0	0	313
決定額	313	0	0	0	0	0	0	0	313

2 要求内容

（1）要求の趣旨（現状と課題）

障害者総合的支援法に基づく補装具支給制度の対象外となっている軽度、中等度の難聴児に対して、補聴器装用による聴力の向上、言語の習得及びコミュニケーション能力の向上を図るため、補聴器の購入等に要する経費（新規・更新・修繕。機種や障がいの状況により必要となるイヤモードやFM型受信機等も含む。）の一部について、市町村を通じて助成を行う。

（2）事業内容

・助成対象児

次の要件をすべて満たす難聴児。

- ① 18歳未満の県内在住者であること。
- ② 両耳の聴力が30dB以上70dB未満であること。
- ③ 身体障害者手帳の交付対象でないこと。

・ 所得制限

世帯員のうち、市町村民税所得割額が 46 万円以上の者がいないこと。

・ 基準額

障害者総合的支援法に基づく補装具費支給制度における基準額と同額とする。

(3) 県負担・補助率の考え方

県 1 / 3、市町村 1 / 3、利用者 1 / 3

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

(単位：千円)

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	1,663	助成額 × 1 / 3
合計	1,663	

決定額の考え方

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

補助事業名	難聴児補聴器購入費等助成事業補助金
補助事業者（団体）	市町村 （理由） 市町村を実施主体とすることが、対象児に関する情報や世帯の市町村民税の課税状況の把握などの観点から、最も適切であるため。
補助事業の概要	（目的） 障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度の対象外となっている軽度、中等度の難聴児に対して、補聴器装用による聴力の向上、言語の習得及びコミュニケーション能力の向上を図る。 （内容） 補聴器の購入等に要する費用の一部について、市町村を通じて助成を行う。
補助率・補助単価等	定額・定率・その他（例：人件費相当額） （内容） 県 1 / 3、市町村 1 / 3、利用者 1 / 3 （理由） 県、市町村、利用者で同等の負担割合となるよう補助割合を設定した。
補助効果	障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度の対象外となっている軽度、中等度の難聴児に対して、補聴器装用による聴力の向上、言語の習得及びコミュニケーション能力の向上を支援した。
終期の設定	令和 5 年度

（事業目標）

・ 終期までに何をどのような状態にしたいのか

身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児が、成長の早い段階から補聴器を使用することにより、成人に達するまでの間に十分に学習の機会を確保し、コミュニケーション能力等を身につけて将来自立した生活が送れるようにする。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H24 年度末)	目標 (R02 年度末)	目標 (終期)
① 助成利用人数	0	30	30

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R02 年度
補助金交付実績	860 千円	1,358 千円	1,267 千円	(予算額) 1,350 千円
指標①目標	30	30	30	30
指標①実績	23	36	46	(推計値) 30
指標①達成率	77%	120%	154%	(推計値) 100%

(前年度の成果)

障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度の対象外となっている軽度、中等度の難聴児に対して、補聴器装用による聴力の向上、言語の習得及びコミュニケーション能力の向上を支援した。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項
助成対象者の範囲等、各市町村・地域の実態やニーズをとらえ、事業内容を検討しながら、継続的な福祉施策の推進に努める。

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）

○：必要性が高い △：必要性が低い

(評価) ○ 障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度の対象とならない軽度、中等度の難聴児に対して、補聴器装用による聴力の向上、言語の習得及びコミュニケーション能力の向上を図ることにより、成人後の自立した生活を実現するための助成制度であり、必要性は高い。

・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）

○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価) ○ 県内の市町村において、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度の対象とならない軽度、中等度の難聴児に対して、補聴器の購入等に要する費用の助成がなされた。

・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）

○：効率化は図られている △：向上の余地がある

(評価) ○ 市町村からの交付申請等に際して、提出書類の簡略化など、事務の効率化に努めた。

(事業の見直し検討)

毎年一定数の助成実績があることに加え、補助事業を実施する市町村が年々増加していることから、今後も当該事業に対するニーズが十分に存在すると想定される。身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児が、成人に達するまでの間に十分に学習の機会を確保し、コミュニケーション能力等を身につけて将来自立した生活が送れるようにするために、引き続き事業を実施していくことが妥当である。

【事業実施市町村数】

平成 29 年度：31 市町村 平成 30 年度：32 市町村 令和元年度：32 市町村
(交付申請時の市町村数を計上)

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由)

身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児が、成人に達するまでの間に十分に学習の機会を確保し、コミュニケーション能力等を身につけて将来自立した生活が送れるようにするためには、引き続き事業を実施していくことが必要である。